

Matericals for the Commonalty Education Early in the Meiji Era

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/23417

明治初期の庶民教育資料

—「智慧の庫」その他—

深井一郎

はじめに

今回は明治初期における庶民が、どのような知識や教養を、どのような機会に身に付けたのであるかという問題に対し、或種の解答乃至手懸かりを与えてくれると考えられる資料の二三を提示しようと思う。もちろん庶民が教養を身に付ける場としては、公教育・学校が中心となるであろう。とくに政治が文化全般をリードした明治時代にあっては此点の影響は大である。たゞ学制を中心化した教授法も、すでに相当程度に詳細に解説されていると考えられる。

これに反して、学校の場を離れて日常生活の場において、どのように教養を受容していたかは、比較的不分明である。現在のように社会全体が高度な文明を持ち、さらにマス・コミが異常に発達している状況に較べれば、明治時代前半における社会の中の文化現象が、當時の庶民に与えた影響は、或いは少量低質のものであったかも知れないが、公教育・学校教育以外には採りあげるべき程のものはないとは言い得ないであろう。

まず、順序として江戸時代末から明治初期に至る頃の庶民における教養受容の状況を概観する必要があるであろう。

江戸末から明治初期に至る庶民教育

要点にしほるとなれば、各地藩校は別として、心学道話・寺小屋・洋学塾・説教・講釈・落語などの分野の状態を検討しなければならないであろう。それぐに教養の質は異なるし、是を受容した庶民も異なるに違いないが、總体として見れば、家庭と職場以外にわざ／＼出向いて耳にする是等の教養の刺激は強烈であったであろうと思われる。

心学 石田梅巣に始まる石門心学は、江戸で活躍した中沢道二^{注1}と上方で活躍した柴田鳩翁^{注2}によって、全国に広まつていった。その隆盛のさまは、たとえば、寛政四年（一七九二）江戸参前舎の開始時は“三日目は千參百余人に相成、凡武百人程も御断り御返申候”（道二書状）と記され、文政五年（一八二二）の記録によれば、心学講舎の数は、一八〇に上つたといふ。橋南谿の「北窓瑣談」に“婦人小兒などの耳にも入り安く説聞せて、孝弟忠信の事より家業商売家産僕役農業耕作の事に至るまで、手近く教ゆる故に、是にて中悪き家内も此講を聞しより家庭むつましくなり”と記されているように、庶民への教化は大きかつたと見ることが出来る。さらに婦

人小児の耳に入り易い説話内容と、その“デゴザリマス”調の語りは各種の道話に共通のものである。なお、是等心学道話の文体は、

約半世紀後に顯在化する「言文一致」運動および、そこに見られる新しい文体の形成に、何等かの影響を与えたかと考えられる。

寺小屋

中世の寺院の世俗教育として始められた寺小屋は、江戸時代に入り急速に発達した。まず地方の実例を示そう。

◇陸中国南岩手郡志家村紺屋町。塾主片山ミヨ。嘉永元年（一八四

八）創始。生徒男二十名、女五十名。習字ハいるはヲ了へ、日記状・用文章・女大学・女今川状等ヲ学バシメ、兼テ手習状・実語教・庭訓往來等ヲ授ク。

◇盛岡鷹匠小路。塾主重茂綱条。

文久元年（一八六一）創始。生徒

男一二五名、女十名。読書ハ四書・五經ノ素読ヲ了へ、歴史等ニ至リテ、兼テ説了セシ四書・五經等ノ講義ヲ授ク。習字ハいろは・數字・片仮名了り、夫ヨリ国盡・用文章・消息往來・千字文等ヲ習ハシム。兼テ手本ヲ与ヘルノ際説方ヲ授ク。但シ、午前第六時ヨリ同九時迄説書、午前第十時ヨリ午後第二時マデ習字。つぎに學習狀況などについて「維新前東京市私立小学校教育法及維新法取調書」の記述を借りよう。此書は明治二五年調査のものであるがきわめて詳しく述べられている。

○教場ハ疊敷ニシテ生徒ハ机ニ几リテ坐シ、其大ナル教場ハ二百人若クハ三百人ヲ容ルト雖モ一人ノ師匠能ク一日シテ之ヲ監理スルヲ得ベキ爲メ、多ク長方形ノ大広間ヲ建築セリ。

○生徒ハ終日机ニ几リ容易ニ席ヲ離レシメズ若シ用アリテ席ヲ去ラント欲スルトキハ師匠若クハ当番ノ許可ヲ経ベキモノトス。

○讀書即チ實語教等ヲ一般生徒ニ授ケシ方法ヲ述べシメ、午前若クハ午後、退散時刻ニ先ツ凡一時間、生徒ヲ一所ニ集合セシメ、若クハ机ヲ取片付シメ、然後生徒ハ円形若クハ方形ニ坐セシメ、当番ナル生徒ハ交々之ガ音頭ヲ為シ一句ヲ讀メハ、衆生徒之ニ和シ

テ誦讀シ、即チ齊讀ニテ一編ヲ誦讀シ了レバ直チニ退散セシムルナリト。

是は直接的には東京市内の様子であるが、地方にあっても、その有様に大差ないと考えられる。明治五年の学制とともに発足する小・中の学校の大部分が、これら寺小屋を母胎とするか、或はそのままの状態を新制度の中に吸収し、表面を改装して出発することになるわけであり、学制以後における寺小屋と公教育とは区別して考えることは困難のようである。

説教 さきに真宗談義本「御伝鈔」を探り上げた際に、説教者として菅原智洞・栗津義奎に若干触れたが、彼等の跡をつぐ者として木村徹量（一八六四—一九二六）や宮部円成（一八五四—一九三四）等がある。明治元年の神仏分離・神道主義の政策に伴う併仏殿祝の流れは、一時的にせよ仏教徒を震驚させた。さらに明治五年仏教各宗合併の大教院設立と進み、仏教界とくに布教者・説教者たちに混乱低迷が見られた。

木村徹量は、若くして播州東保の福専寺に学び、東保流の節談説教に「御伝鈔」くずしの調子を加えたユニークな木村節を創始し、全国に知られた。著書「信疑決判説教」には三十席、二百五十項に及ぶ説教が収録・分類されている。説教の必須条件である通俗平易な語り口を旨とし真宗安心の骨髓を縋密に弁じてゐる。大まかにその内容を見ると、真宗教義として釈迦発心・七高僧・親鸞連如一代記・淨土三部經・聖淨二門・頓漸二教・二双四重・信心爲本・聞郡信などがあるのは当然として、譬喻因縁談の話材の豊富さは興味深いところである。登場するのは大略次の通りである。一休和尚の歌・慈鎮和尚の無常觀・念佛行者・上田郷左エ門禅僧との問答・齊の桓侯と扁鵲のこと・悪七兵エ景清牢抜のこと・濡髪長五郎牢抜のこと・美濃國祐則出牢のこと・長五郎の息新助出牢のこと・安芸城主大赦を行うこと・忠臣蔵の寺岡平右エ門の段・浅野内匠頭の仁慈と

横超他力の合法・菅原文時卿の臨終・三藏法師のこと・尾張三人娘と母の氣付・俊寛鬼界ヶ島・諸宗高僧の難行・信州諫訪湖の狐・越中大榮寺の幼女獲信因縁・徒然草の雪仏・越後の柿崎小畠夫婦濟度・義経と初音の鼓・加賀千代女春の句のこと等である。説教者たちはこの豊富な話題を鮮やかに駆使し、きたえあげた美声と絶妙の節談で聴衆を陶酔させ、深い感銘を与えたものであろう。

宮部円成は、先に述べた西本願寺派の木村徹量と並び称せられた東本願寺派の説教者である。高座の上から満堂の群衆に呼びかけるように語尾を長く引く「呼ぼり説教」が得意であったといふ。^{〔註1〕明治の末ごろの秋の彼岸会に東京浅草本願寺で口演した宮部円成の名説教は、満堂の聴衆をうならせ、堂内には鯨波の念仏があふれたといふ。美貌・美声・卓越した話芸・端正な高座姿が聴衆を魅了したのである^{〔註2〕}又「この新田開発のころの入植者の生活は言語に絶するほど貧しいもので、藁小屋がばつんくと並びその中で暮らしていた。入植者の苦悩に満ちた生活を乗り切らせた唯一の娯楽機関は説教所であり、ここで説教を聞くことが農民たちのたった一つの心の慰めであった。円龍寺はそのような環境の中に建立され、宮部円成は救世主のように迎えられたのであった」という状況であった。貧しい人・豊かではなかつた庶民にとって、娯楽であり倫理であり、宗教であり教養である説教が、耳に入り易い分り易くかみくだかれた言葉が選ばれ、おもしろい譬喩談に乗せられて、心の底に浸み込んでいったことは、容易に理解されるところである。大正期に入つてもファンが説教師の跡を慕つて各地を巡回したといふ。}

講釈 中世の唱導説教の一系統である「經典講釈」「法門講談」に源を発し、近世の「太平記読み」「軍書読み」に到つて、一種の演芸として確立したものと見られる。明治以後は「講談」の語が一般となり講釈は姿を消してゆく。幕末から明治にかけての第一人者としては松林伯円（二代目）があげられる。伯円は創作力に富み、在来

のものの改作を含めて、七十種の講談を完成している。特に世話をに長じ「鬼神のお松」「遠山政談」「安政三組盃」などの外、明治の世相に取材した「高橋お伝」「夜風お絹」「横浜小僧殺し」、翻訳だねの「コロンブス伝」、時事物の「西南戦争」などがある。

『講談師2世松林伯円』、「コロンブス」の「世界一週オチリヤ草紙」口演、人気を呼ぶ（明治四年）』、『講談師2世松林伯円、東京で「西南戦争」を語り、入場者、一夜に千五百人を記録（明治十年）』などに見られるように、当時の流行ぶりが分る。右の演目の中、「安政三組盃」は明治十八年に速記出版されている。講談口調は、一般に「デアリマス」「デス」調が多いようである。

落語 中世末、大名や貴族に伺候した御伽衆によつて語られた笑いを主にした「はなし」が、近世中頃には京都の露の五郎兵衛、大阪の米沢彦八、江戸の鹿野武左エ門などの職業的咄家が現れ、身振りや物まねを伴う「仕方咄」を生み出し、寛政年間（一七八九—一八〇一）に到り、江戸の三笑亭可楽、上方の桂文治等によつて「寄席漸」となり、さらに人情漸の朝寝坊夢菜、芝居漸の三遊亭円生、怪談漸の林屋正蔵というようにそれぞれの漸の元祖と言われる名人が出るに及んで落語は大衆演芸として確立したと言えるようである。^{〔註3〕}

三遊亭円朝は幕末から明治期にかけて、講談の松林伯円と並び、大きな足跡を残している。創作の才にすぐれ多くの人情漸を残している。明治一七年、若林玲藏の筆記によつて、速記術の宣伝を兼ねて出版された「怪談牡丹燈籠」は、爆發的な反響を呼んだ。円朝の人情漸の目ぼしいものをあげれば次のようなものである。実録物では塩原多助一代記・後開棟名梅ヶ香・月譜荻江一節など、怪談物では眞景累ヶ淵・怪談牡丹燈籠・怪談乳房榎など、世話物では文七元結・業平文治漂流奇談・鏡ヶ池操松影など、翻案物では名人くらべ・松之操美人生埋・黄薔薇など、きわめて多種多様である。外

に「落し廻」も、死神・黄金餅・土族の商法など多数演じている。

農民や職人、商家の使用人など、はば広く厚い層をなしていた貧しい庶民層は、ほとんどが字の読めない人たちであった。僅かに読めるものは、仮名文字と自分の名ぐらいが多いうえに、少い日錢稼ぎか、わずかの自家米に頼る暮らしの中で、書物を買う余力があろう筈はなかつたであろう。庶民層の中でもその半数を越したであろうと考えられる極貧の人たちにとっては書物の購入はおろか、前述のような寺小屋や心学講舎などへ参加する財政的時間的余裕はなかつたであろう。普通に庶民と言ひ習はしている人たちには、庶民層の中でも比較的余裕のあつた階層であると見られる。此層の人たちは年月の推移と共に、自分たちの教養の受容に積極的になつていったと思われる。寺小屋で文字と算盤を習い、心学講舎や説教所へ通い講釈や落語の寄席へ足を運んだ人たちであつたと考えられる。江戸期末の人情本や明治に入つての戯作者の作品、又ごく初期に見られた仮名書の小新聞などの読者層でもあつたと思われる。

明治初期の庶民教育資料

明治の新政府は、旧幕府の學問所を昌平学校と、開成所を開成学校として復興し、京都に皇學所・漢學所を設立するなど教育に力を注いだ。翌二年には昌平学校・開成学校・医学校を併合して大学校を創始、京都では各町に小学校が設置され、明治三年には東京府下に六の小学校および中学校が設けられるなど、各地における藩校の改編と併せ、明治五年の学制実施にさきがけて、着々と実効を挙げている。公布された学制の規模は、学区として全国を八大学区、一大大学区を三三中学区、一中学区を二一〇小学区に分ち、各学区に大・中・小学校を設けるというもので、全国では大学校八、中学校二五六、小学校五三七六〇という壮大な構想であった。小学校は『教

育ノ初級ニシテ人民一般必ズ学バズンバアルベカラザルモノトス』と規定され、尋常小学・女児小学・村落小学・貧民小学・小学私塾・幼稚小学に区分した。一九世紀後半から飛躍的に増大して來っていた寺小屋は、明治五年の学制公布時には約一五五八九という数に達していた。これが同年と翌年の二年間に六二〇五が廢止されたといふのは、小学校の設立に伴う移行と見られよう。小学校はもとより、小学校に移らなかつた寺小屋も私立の小学校なみに、教材・教授法・時間割などは学制の規定に準據して行われていた。これら学制による公私の教育機関の中に育つた就学児童たちは、二十年三十年後には、一定程度のヨミカキ能力を身に付けて社会人となつたであろうが、いま問題にする明治初期に、既に社会人となつた庶民たちの受容する教養は、少数の教養層は、學術雑誌や、新聞会や新聞縦覧所を通じて読む大新聞、その他種々の出版物を手に、多種多様な欲するまゝの受容が可能であつたであろう。やゝ下層の、庶民層の中では上層に位する人たちはどうにかルビ漢字とかなは読め、文體も話し言葉調のものなら十分に理解したであろうがそれ以外は耳から入る教養の受容にたよる方が多かつたと思われる。さらに庶民層の中の下層部においては、まず文字には縁のない多数の人々が存在したと思われ、専ら耳から入る教養の受容に終始したであろうと思われる。前節に述べたような教養の内容に加えて、明治期に入る「文明開化」「新知識」が、ハイカラなものとして庶民の中へ入りこんで来る。

以下、明治初期の話し言葉の口調で書かれた庶民教育の資料の幾許かを提示する。最後に掲げる「智慧の庫」以外は、その概要が既に活字印行されていることもあつて、部分的な提示にとどめる。

〔新聞雑誌〕　木戸孝允の支援で明治四年五月から同七年十二月まで継続した冊子型の新聞である。当時としては最も永続きしたもの

の一である。記事の種類も豊富であり、報道内容も正確である。第一号から第三百五十七号までの中、若干を抄出する。

○東京市中諸職人ノ中當時尤盛ナルハ軍服洋服ノ仕立屋ナリ、尤

衰ヘタルハ鶯籠屋ナリ。（明治四年五月 第一号）〔以下数字ノミ略記〕

○或夜行人ノ咄シニ當時総テノ商ヒ儲ケ薄ク、骨が折ルゝ故、商

人ハ褲ヲシメテカムルト云、町人ハ金ヲ上ゲロト云、士族ハ金ヲ

下ゲロト云、芸妓娼婦ハ金ヲ遣ハセント云、坊主ハ金ガ納マラヌ

ト云、称宜山伏ハ金ガ出来ヌト云、比丘尼ハ金ガ無イト云、札ノ

勢能ク金ガダレタト云。金ノ急ガシキコト昔二十倍セリ。ブラブ

ラトシテハ居ラレヌ。金玉ヲ握ツテ暮ス人モナキ世ヤ。（四月十一日）

○昨秋ヨリ當府下官校私塾ノ盛ンナル幾ヶ所ナルヲ知ラズ。又女學

教授ノ者相繼テ出テ所々ニ塾ヲ開キシヨリ、往々婦女子ノ袴ヲ着

シ洋書ヲ懷口ニシ街上ヲ往来スルヲ見タリ。比頃又吉原中ノ町沼

口美佐雄トイヘル者遊里ニ活計ヲ営ミナガラ、里人ノ懶惰ナルヲ

歎キ京町一町目ニ於テ新タニ共慣義塾出張所ヲ設ケ、廓内外近

巷ノ長幼ヲ入レ「英」学ヲ正課トシ傍ラ漢籍ヲモ読シメ、束修月

謝及ビ入学ノ規則等モ簡便ニ定メタリン由。（五月二十三日）

○西国ヨリノ來報ニ今般御取設ノ電信線ニ付、安芸長門辺ニテ、

種々ノ邪説ヲ生シ、機線ヲ以テ音信用便ヲ達スルハ、是ソ所謂

切支丹ニ相違ナント、且機線ニハ女子未嫁者ノ生血ヲ塗リ用ユル

由、則チ軒口ニ記セル戸番号ノ順次ヲ以テ処女ヲ召捕ラルベシ

ナト暴説風伝シ、或ハ処女ニシテ俄カニ歯ヲ染メ眉ヲ卸ス者アリ

又ハ電信本杭機線等ヲ毀损スル徒アリテ、人心陶々之カ爲頑民煽

動ノ勢ヲナシ実ニ浅間舎次第ナリ。（五月四日）

○府下四民ヲ合シテ七分半髪三分斬髪ナリ、商人職人ノ散髪日ニ多

シ、途中尚半髪、割羽織帶刀着袴ノ者アリ、婦人ノ散髪大ニ減ス、

〈中畷〉牛鶏ノ開店多シ、西洋目鏡見セ物処々ニ盛ンナリ、新聞

紙屋流行ス、〈中畷〉蒸氣車乗客下等ノ者尤多シ、京橋市街煉瓦石

家屋五分方落成セリ、道路普請行届キ往來ノ便利ヲ得タリ、市街便所ノ設置不足ナリ、所々寺院ニテ出開帳ヲ始メタリ。（六月三日）

○静岡県下富士郡大宮町ニ於テ、先頃ヨリ村民等一社ヲ結ビ開化講

ト唱ヘ、一口ノ懸金三十七錢五厘宛ヲ出シ合ヒ、社友凡三十名ニ

テ毎月十五日ヲ以テ會同ノ日ト定メ、各種ノ新聞紙及ビ翻訳書類

ヲ取寄セ、互ニ時勢ヲ論辨シ智覺ヲ開ク方向ヲ説示シ、頻リニ開

明ノ域ニ進マントナス由。社盟モ追々増加シ頃日ニテハ其人員百

ヲ以テ數フルニ至レリト云。（六月十二日）

○貧賤の者で御座りますが、過ぎし頃小盜に逢ひまして誠にこまつた事がござります。盜まれるも畢竟の油断なれば、人に申すも耻

ちを思ひ隠して居ましたが、扱所へ届け出ねば盜人の捕縛になつた時に迷惑があると申故、急に扱所へ届を出しましたは書面の認き様が悪いと、三度迄書替て出しまして暫く事済になりました。

（下畷）（七月八日）

○私は葛飾郡の一老農で御座り升が、此度御発令の懲兵御達に付まして、少々同度筋が有りました故、區務所とか云ふ所へ参りましたら、是迄名主や年寄を勤めさしやつた衆が、区長とか戸長とか云ふ役になられて大勢居られました。其内洋服を着た御方もあり、又羽織袴の人もありまして、座の中間にはテーブルとか云ふものを置きましたして皆椅子とやらに腰を掛け居られましたが、其たいそろな權柄は、御役所へ御呼立の時分よりもきついあつかいぶりにそんします。（下畷）（七月九日）

文体で、話し言葉体のものは、最後に掲げた二篇の外一二に止まる。ルビも少く、用語もそれほど柔らかくしたとも思われない。恐らく読者層は比較的教養ある人士、庶民階層の上部に位置する人たちの一部であろうと考えられる。

衣食住・迷信等について物事の道理を説き、文明開花に当つて人の採るべき心得などを勧めたものである。「加藤祐一講釈 女照子聞書」として、講席の筆記の体裁をとる。内容は、初篇上巻 散髪になるべき道理・衣服は働きよき仕立てにすべき道理・帽子はかならず着べき道理・沓はかならずはくべき道理・居宅は堅固に造るべき道理・井家相家の信ずべからざる論・肉食は穢るべきものに非る道理、初篇下巻 神は尊敬すべき道理・信する人の心得方の辨・世に奇怪の事は決してあるまじき道理・化ものは化ものにあらざる道理・狐狸は化るものに非る道理・功業もなき人を猥りに神に祭るまじき道理・狐つかいといふものはあるまじき道理・術といふものは手練といふに等しき道理・天狗といふものはあるまじき道理・名將名家の不思議を示すは不思議に非る道理・神に恵あれば罰も必あるべき道理、二篇上巻 天地開闢の始めのはなし・難問二ヶ修・法則といふものは正理から割出して定むるものじやといふ事のはなし・附勢に依て曲げて定むる法のはなし・開化の犬と不開化の犬のはなし・正理も暴行には勝たれぬ山猿のはなし、二篇下巻 舊弊のやうなれど開化の趣意に當る事のはなし・開化のやうなれど舊弊の名は撰でつくべきはなし・舊弊のやうなれど敬神の意に當る事のはなし・舊習のよい事とわるい事のはなし・人の幸・不幸の事并に物にあやかるといふ事のはなし・文体は次のように「ござる・ます」体である。

文明とは申されぬ、左称の人を譬へて申さば、土てつくねた船を、彩色したやうなもので、見かけは好うても、水へ入れたら直ぐに崩れてしまふて、実地の用にはとんとたつまい。

「開化問答」 初篇上下は明治七年三月、二篇上下は同八年五月刊。^{註20} 頑迷固陋な人「舊平」の質問に対しても進歩的な頭脳の持主「開次郎」が博引傍證、開化の何たるかを懇切に説き明かした問答形式の書である。内容は、初篇上巻 藩を廃し府県を置せられし問答・門閥を廃し四民を混一にせられし問答・全国より兵士を募る問答・租税の問答、初篇下巻 外国交際の問答・学問の問答・衣食住の問答・鐵道伝信機の問答、二篇上巻 政府の成立基の問答・人民の政府に対する職務の問答・ポリスの問答・太陽暦の問答、二篇下巻 地券発行の問答・證券印紙発行の問答・貨幣紙幣の問答。文体は次のように「ござる・ます」体である。

○舊平 ナント開次郎君、当時の事は一向僕には合點が参りません、何故といふに、先年公方様が御政事を天子様へ御還しなされ、天子様が御自分で天下の御政事をなさるやうになり升たからは、萬事昔の仕來りに倣ひ、古風を守て芽出度御事になるだろふと思て居升たに、思の外世の中の事がまるで昔の風はなく、〈中畧〉開次郎なるほど舊平さん、足下の御疑ひは御尤でござる。僕も一事はさやうに思ひ升たゆゑ、ある先生に就てこれを質しました。ところが先生の御話に、もと封建をよい杯といふて、漢士の堯舜三代だの、周の代だのと引事にするは、世の腐れ儒者の筈の上下の言葉でござる。〈下畧〉

「寄合はなし」 ^{註21} 初篇上下二冊、明治七年八月刊。卷首の口絵に見られる登場人物、庵主 国学者の古琴眞名備、柄文 天愚は漢学者、洋学者書生の西野語、農民麦作、ごろつき 吞太郎、戸長で舊弊家の寄合平、町内書役の義神桂四郎、僧吞海、雜業家併諸師輕井辨孝

の九人が集り、開化の世に處する寄合咄をするという趣向である。人物の名前の付方も、全体の文章も、總体戯作風である。著者の序に、『皆加藤祐一大人の講釈の意を抄録して挙たるもの也。故に大人の序辞を讀て其正しきを證せむと欲すれども、大人その戯文に近きをもて諾せず。』と記している。文体は次のようである。

○まだ其上にわしが伴が、学校で聞て參つて申す事には、今までは天とう様が世界を廻つて照して下さつたが、これからは世界の方が廻らにやならぬ事じやといふ事、なんで其やうな事にきめさしやつたものやら、いかにハア御一新じやからといふて、世界のほうにまわらせるとは、天とうさまもえらぶしやうにならしやつたものじや。尤數年來太儀さしやれた事じや故、少しは休息もさつしやりたい事で御座らうが、さうなつたら此世界がどうなつて仕まふ事やら、さて／＼案じられたもの、其上にその自主自由の権とやらをあり廻わされて、てんてに勝手な事をする様になつては、

○一体僕の解せぬと思ふは、京坂の地は都の事故、かの大和言葉と

やらいふて、いにしへの風をつたへて、わからぬ詞などは、ない事と思ふて居たが、ある人の云ふには、京坂の人がさうじやさかゑ、斯ふじやさかゑといふ、此さかゑと言ふ事は、昔の書にもない事で、頗るわからぬ事、東京ではこのさかゑと云ふべき所を、夫だから、是れだからと云ふ。此からもさかゑも、みなさうじや故、斯うじや故と言ふ事で、ゆゑと云ふ字にあたる事なれど、東京のからと云ふ方は、古歌にも吹からに、逢ふからもなどと云ふて有て、正しい詞のやうじやが、さかゑの方は、どふいふ詞から転じたものやら、誰も此講釈のしてがないと申しましたが、是はどういふ詞で御座りませう。(俳諧師 軽井辨孝)

足。文明先生と舊弊なとの会話の形を採つて文明開化の有難味を説いたものであり、学校・太陽曆・徵兵・万国交際・鉄道の項目に就いて卑近な例を引いて解説している。文体は次の如くである。

○なんとか、聞ねへ、修業せねば五十になつても、嬰兒の功能もできねへ。去る處で、今年四年何箇月といふ兒童が学校より帰り

て、其家爺に數字の清書でも見するといふと、家爺が見て、彼がかうだとか、此がかうだとか、棒が邪んだとか、振れたとか批難するで、其兒もちと腹にさはり、かう家爺さん、そんなに云ても眞箇口でいふやうは書けぬものだ、大人そんなら七の字でも書いて御らんと、いはれて家爺も、さア兒童に一番詰迫られ、むッとして、むウ七の字位が何だといつて、直に筆を取るはとつたが、さあ一の字もろくに引けぬ無筆野郎だから、横の一を引き、豎の棒をずっと引いて、其尻を、さあ、右へ曲げるか左へ曲げるか、豎横に頬を捻るで、彼兒は見兼ねて、おや家爺さん、右だ／＼と云ふと、家爺は是を聞き、何だ其方などに欺さるゝものかと云つて、遂左に曲げて仕廻つたと云ふ咄。(猩の角兵衛)

○爾し近日世上一統に、飲むのも西歐、着るのも西歐、とつと西歐でなくては夜の明けぬ様だが、是まで日本は日本で、よその眞似せずとも飢るき事もなく、寒き事もなきに、あんなに西歐々々と云はずとも能ささうです。マア先生此辺はどうです。(空彦)

これまで「新聞雑誌」にはじまり、「文明開化」「開化問答」「寄合ばなし」「文明田舎問答」について、内容のあらましと、文体のサンプルを掲げてきた。内容的に見て此種のものは、明治初期には多い。ただ全体的に見れば文語調のものが大部分で、話し言葉風に書かれたものは、ここに掲げたものぐらいである。文体サンプルとして示したものは、その部分が特別に話し言葉風の文体を持つのではなく、全篇ほど同様の文体である。すでに幕末の人情本などでは、会話文

が大部分を占め、それが日常的な話し言葉でも書かれていることは周知の事柄であり、その流れを汲む明治の戯文が、同様の体裁を持つことも知られたところである。しかし、これらの諸文献も、僅かに見られる地の文は、やはり文語調の文章語である。それに比して、今掲げた文献類は、序文跋文を除けば、全篇口頭語による表現に終始しているものである。一般に「言文一致」に関しては、「言文一致」の用語の創始者は神田孝平でありその論「文章論を読む」(東京

智慧の庫 複刻

解題

明治十年(一八七七)二月二十六日に第一号を出版し、同年六月十四日に第五号を出している「智慧の庫」を複刻する。岩波刊の「国書総目録」において、種類を「家事」とし、「岩瀬十冊、丸山四冊」とする外、同書店刊の「近代日本総合年表」に「雑誌」の項に「一月草莽事情、二月攬眠新誌・智慧の庫、七月民海参考論」と見える。いま底本とした架蔵本は、第二号を欠く第五号までの四冊である。岩瀬十冊は未見であるが、或は十号まで出版されたのかも知れない。ついで書名「智慧の庫」であるが、明治三年の「絵入智慧の環 初上下」(吉川正雄)や同四年「ちゑのいとぐち」(吉川正雄)など綴字の教科書として、又明治五年の「啓蒙智慧之環」(瓜生於菟子)や、「絵入り智慧の環」(明三の複刻)は読本の教科書として、寺小屋や、新しい学制の下での小学校の教科書に使用された書物に「智慧」を冠したものが広く存在したことを考えるべきである。体裁は、タテ一八・五縁、ヨコ一二・三縁。第一号から第五号まで各七枚宛の新聞用紙並の更紙袋綴りである。右端上下二箇所を紙綴りとする。柱刻は「智慧庫 第壹號」で丁数はない。本文部は、

学士会院雑誌に用いたのが最初とされる。時に明治十八年である。次いで物集高見の著「言文一致」が翌十九年三月に出る。さらに実践者として山田美妙が「風琴調一節」(以良都女)を言文一致体小説として始めて世に出したとされている。これらに先立つ十年以前に、文明開化の文献として言文一致の文体を以て、庶民層の啓蒙に寄与せんとした出版物が存することを知るのである。

子持界線に囲まれる。界線はタテ一五・二縁、ヨコ九・五縁である。表紙を除き、奇数頁は左上界線の外側に、偶数頁は右上界線の外側に一・十一の頁数を示している。裏表紙には、一・三号には右上界線の外側に「十二」の頁数がある。

本書第三号に、既に第一号第二号が売切れて迷惑を及ぼしたが、今増刷した旨が記されているが、比較的よく売れたものと見える。そのことは第一号の末尾に在る売捌所が、東京の南茅場町と馬喰町の二箇所であったのが、第四号では、東京が八箇所に増え、さらに大坂一、横浜一、神戸一、名古屋一、前橋二、熊谷一、徳島一、越後二と総計十八箇所の売捌所が末尾に印刷されていることによつても、広い地域に亘つて読者層を持っていたものと思われる。

明治十年といふ時期は、一月に西南戦争が起り(九月には西郷自刃)²⁴三月には団々珍聞が野村丈夫の主宰で創刊されており、四月には、東京開成学校と東京医学校が合して、東京大学と改称され、八月には第一回の内国勧業博覧会が開かれ、入場者数が、八月から十月末までに四五六人に及んだという。

官准	×
定價二錢五厘	〔梓外に「定税遞送免許」〕
第一 鉄器に水を入れて錆の出ぬ法	〔第一てつうに水を入らしめず、錆を出さず〕
第二 鮮魚を貯ふ法	〔第二せんぎょを貯めしめ〕
第三 髪刷を灌ふ法	〔第三はつしを灌めしめ〕
第四 牛乳を貯ふ法	〔第四うるを貯めしめ〕
第五 硝子に孔を穿する法	〔第五硝子に孔を穿めしめ〕
第六 水を純粹にする法	〔第六すいを純粹にしめ〕
第七 紙の火に燃ぬ法	〔第七しきのひに燃めぬ〕
第八 鉛を穿する法	〔第八鉛を穿めしめ〕
第九 麦稈製の帽子を清潔にする法	〔第九むぎわらせいのぼうしを清潔にしめ〕
第十 紙の油汚をぬく法	〔第十しきのゆがれをぬく〕
第十一 象牙に銀鍍する法	〔第十一ぞうがにぎんとくする〕
第十二 陶器を清潔にする法	〔第十二とうきを清潔にしめ〕
（表紙）	（表紙）
智慧の庫第壹號	智慧の庫第壹號
緒言	緒言
明治十年二月二十六日	明治十年二月二十六日

方今文明の化運に隨ひつゝ奇術妙法日に新に月に増して其進歩の勢これを舊時に比すれば更に幾倍なるを知らずされど技術の道理に至りては却て何の故たることを考へざるもの少なからず豈に遺憾ならずやこの故に斯る小冊子ながらも新聞紙等より抄出してこれを作れるは其實益もて聊か童蒙の智慧を開かんとするなり此書を見る人老婆の心の程を知りねかし

第一 鉄器に水を入れて錆の出ぬ法
（一）
鐵器に水を入れ置くと錆より錆が出ていけぬものでありますがその器に牡蠣を入れて置くと錆をとめますゆゑ水は少しも変りません併しこの法はあまり簡易にて却て人が信向しますまいが必ず請合ます

第二 鮮魚を貯ふ法
（二）
余は信州の田舎漢で海に遠き国に居りました間は干魚か塩物の外冬でも鮮魚はろくに喰られなんだが（河魚はあるとも）幸ひ下へ出て居りますればこそたまには滋き鮮魚も喰られますが（貨幣さえ有ればいつでも）干物ばかり喰て居ります國許の兄弟へ

始め朋友へこれを贈りたならさぞ悦ぶだらうと思ふても何分遠方のことなればそうもならず或る日風と書中に鮮魚の貯法を見當りましたゆゑ急速その法によりて國許へ送りましたら（尤冬のことでありましたが）東京で喰る通り少しも味が変わらないとて喜悦の書簡が到來ましたこれも智慧の庫の一種子にいたしましたその法は先づ魚の鰓を去て木炭をその口と腹に填めて遠方へ送るとときはそれを一尾づゝ紙に包みて箱に入れるべしとすれば幾日置ても腐敗はなりません

第三 髪刷を灌ふ法

散髪頭のお方は刷髪の灌法を知らねばなりません水三合（三）
餘に鹿角精（薬舖にあります）一七を加へてその水にて灌ふとよく垢が落て新しき品となります又この水は頭髪を灌ふにも至極宣しくありますなか／＼鶏卵や「フノリ」は及びません

第四 牛乳を貯ふ法

近頃は牛肉が流行もので府下は勿論田舎までもだいぶん肉店が出来ましたが牛乳は未だ府下か海港場の外は買手もなければ賣手もなきゆゑ用ひたくも遠方から取寄ては味が變りどうもこまりたものだと思ひの外（製乳があるから苦にもならないが）それを永く貯ふ法がありますその法
（四）
は先づ牛乳を入れべき罐を清潔にしてよく乾し牛より直にその罐一杯に乳を絞り込みて塞子をはめその上を強く針金にて結付べし又釜の底に糞を敷き釜一杯になるまでは罐と糞と填合せてこれに水を入れ火を焚きてその水の沸騰を定期に火を除き自然と冷ゆるを俟て罐を取出し大籃の鋸屑の中に填めて土蔵又は船中に入れ置き若し遠方へ送る時はそれを箱に填めるが宜し（夏なればその上を「ブランケット」にて包むべし）されば一年餘経ても絞りたての品と美味は少しも変りません

第五 硝子に孔を穿する法

硝子には孔のあかないものと思ひの外常用の舞鑽にても石腦油（松脂）にでも宣しけれど石腦油には及びませんに潔して硝子の兩面より鑽みこめば少しも裂れなくて容易に孔を穿します。

第六水を純粹にする法

水は片時もなくてはかなはぬ大切の品で有りますが清水を飲むと水を飲むとでは身體の健康に取ては大層な違ひで有ります。水のわるき場所では濾して用ひますが砂濾ぐらいのことでは純粹にならぬばかりでなく手數もかゝれば何か良き法は有るまいかといへば一手桶の水に明礬末一七を混せて三四時の間おくと汚物は皆水底に沈んで全く泉水のよう純粹になりますこれは容易な法だから悪水でおこまりの方はためして御覧なされ

第七紙の火に燃ぬ法

紙は何の種類でも火を附けて燃ぬことはありませんが濃き明礬水に浸してよく乾かせば少しも燃ませんそれゆゑこの紙で方燈や有柄行燈などをはると火のつづきずかひがありますが元のまゝ極よいものであります尤紙の種類によりて多くその水を吸込む時は操作して浸するが宣し

第八鉛筆はて書たる墨の落ぬ法

鉛筆にて書たる墨は護謨（洋物店に有ます）で擦ると容易に落ます。がこれを墨汁で書た通り落ぬようにするにはまづその書物を皿の中に平らに置きその上に牛乳をヒいて注ぐべし。その沾ぬところへは鳥羽にて軽くその乳汁をならし全く落たとき皿よりこれを取出して乳汁を滴み紙の下端にあつまる滴は鳥羽にて拭ひそしてそれをよく乾かせばとひ護謨で擦るともその墨は落ません。尤これは西洋にて古くよりある良き法でござります。

第九麥稈製の帽子を清潔にする法

夏の中用ひる麥稈製の帽子は色が変りやすく直に軟かに

（八）

見苦

なりて

見

苦

なります

が

そ

れ

を

清潔

に

す

る

が

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(十一)

〔柱外に「定税遞送免許」〕

〔柱外に「定税遞送免許」〕

〔柱外に「定税遞送免許」〕

〔柱外に「定税遞送免許」〕

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

(○府外同三十錢)

編輯兼印刷人 望月 誠／持主 同人／本局内神田龍閣橋通

由己社／賣捌所 南茅場町
十四番地 神澤社／同馬喰町二丁目五番地

此外賣捌所は諸方にござりますから最寄にてお求を願ひます
子育の草紙 每月二號出版 定價貳錢五厘

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

板類の裂るのは板の内部よりも早く外側の乾くまであります。がその裂を防ぐには石灰に塩酸（薬鋪にあります）を混せて板の両端に塗れば空氣をすいこむや裂を防ぎます。これは記者も度々試みた法であります。

(五)

第七硝子戸を洗ふ法
硝子戸を洗ふには通常細砂を用います。が砂にては戸に瑕がつき又時としては裂る事があるゆゑ豌豆ほどの大きさに碎きたる石灰を用うるがよき法であります。

第八色染の木綿を洗ふ法
青赤などには石鹼水に檸檬水か綠礬油（薬鋪にあります）又は酢を加へて洗ふべし。その色少しも変りません。

第九燈油を用うるに儉約する法
水と等分に油を加へしばらく攪動て静定ばその油また分れて上に浮むゆゑその油のみを取て用うべしその油を尋常の油に比べれば減りかた甚だ遅きゆゑ實にとくな法であります。

第十鶏眼をぬく法
大蒜を搗碎きて鶏眼の上に貼り毎日これをとりかゑて隔日に灰汁にて洗へば魚眼おのづとぬけます。

第十一鶏の卵を生むをやめる法
なぜこの鶏は卵を生まないか餌ばかり食つて卵を生まなければ利益どころか却てたしまいだいつそ殺して煮て食へどいはれるも鶏のために氣の毒だから兩全の法を記載ます。

第十二鶏の卵を生むをやめる法
一戸の水に鴻利塩（薬鋪にあります）八錢（一鶏七八頭に與へる分量）を溶しよく煮たる馬鈴薯をその水にて捏ねこれを四五日鶏に與ふべし。その間は純粹の水を鉢器に盛りて與ふべし。この法は老鶏か瘦鶏でなければ必ず請合ます。

第十三鶏の卵を生むをやめる法
日色になりたる象牙を白くする法

象牙に硝子の器を蓋せて日光に晒せば原の白色に復ること妙であります。

寄文

第十四金の針金を容易に引法

總て針金は太さ木綿の縫針位までは容易に引ますがそれから先はちとむづかしうござります。就中金は針金引になづみやすく無利に引けづれて金がむだになり其上丸くは引ぬものであります。金を吹延して銀のガルハニ鍔を掛け引て引とよく引ます。引てゐるうち銀が薄く成ましたら又鍔するがよろし。猪又銀をへがすには硝石生の中へ浸すと

銀は直に落ちます。（この銀は硝酸銀になります）少しは手數であります。が引手間が大層ちがひ其上金がむだになりません。これは私がためしたことであります。

第十五水の善惡を見分る一法
右同人
本社雑誌望外に江潮の愛顧を蒙り第一貳號最上賣切に相成候故更に増刷仕候間過日よりお待かねの方々へ御報知申します。

〔以下に「極上黒インキ」「英和商語集」「子育の草紙」「智慧の庫」の広告がある〕

〔(十一)は第一号と同じで、売捌所が十七に増加している〕

官准 定價貳錢五厘〔枠外に「定稅遞送免許〕

第一硝子器に熱湯を入れて裂れぬ法	第二酔を醒す法	第三牛乳の腐れるを防ぐ法
第五夏の間青の毒を消す法	第六草根を芟絶す法	第四砥石なくして刃物類を研ぐ法
第七頭髪を生す法	第八頭髪を生す法	第九陥凹になりたる
第十蜂に蟻れたる時つける薬の法	第十一冷たる油磁を温める法	第十二鶏卵を水に貯ふ
第十三毛氈の光澤を出す法	寄書	第十四茄子を一年貯ふ法

(表紙)「

智慧の庫 第四號

智慧の庫 第四號
第一硝子の器に熱湯を注れても裂れぬ法
硝子器に熱湯を注れて裂れるのは（中には破裂ぬ品もあるが）皆
さん能く御承知でありませうが未だ物なれぬ厨婢などのためには
折々迷惑ことがあるゆゑたとひ油断しても裂れぬようにしておくに
若くはありませんそれに食塩を混ぜた水によく煮るがよろしさ
すれば硝子の鋭き性を緩めるゆゑ熱湯を注ても急に冷しても裂れ
るきづかひがなく平常つかふのに至極便利であります

第二酔を醒す法

(一)

酒といふものは一杯が二杯となりつひ度を過し勝るものであります
がそれといふも意地のきたないのき次の法を知てあれば頭痛の歎吐く
のと苦むことはありません茶碗一杯の糖水に揮發灰汁鹽（薬舗）に入
ります）を十滴ほど加へて飲めば速に酔が醒めて心持も爽快

といたします然しこの法は下戸のお方に用のないこと故その代
謝に牡丹餅の咽喉へつかえたときの心得でもその中に書きませう

〔此丁は、下 $\frac{1}{4}$ に画がある〕

第三牛乳の腐れるを防ぐ法

(二)

牛乳を一旦煮過て涼しき場所に置くか井戸へ置くらゐのことはだれも知てゐるがこれに炭酸曹達或は炭酸麻

屈失亞を少し入れておくが最よき法と思はれます（この法は既に子育の草紙第一にも出しております）追々暑き時候になるから試してごらんなど
第四砥石なくして刃物類を研ぐ法

庖丁でも剃刀でも小刀でも總も刃物類は砥石か磨革でなければ砥げぬものと思ひの外塩酸又は硫酸を混ぜた水に半時間ほど浸してこれを拭ひ乾せばそのきれること

にかけたよりも遙かに勝りその上研力を省くゆゑ刃刀を用ふ匠人に木匠刻匠の類のためには至極便利であります倍その水の砥石に代用する理は塩酸又は硫酸のために刃面の平らに蝕るゆゑであります方今西の戦地でもこの法を用ひて人切庖丁を研いだならさぞ便利でござりませう

第五夏の間醤油の黴るを防ぐ法

黴た醤油を濾すは手數ばかりではなく分量も減るゆゑときたる芥子を麻布に包みてその器中（樽でも鐵でも）に入れおくがよろしさすれば黴氣の出ぬこと必と受合ます分けてこんなことは毎月一號づゝでは少ないからもと出版するやうにと諸方さまよりお勧め下さりますが當分の中はまあ第六草根を芟絶す法

草は性的つよいものでとりてもく生まれますが綠蘿を水に溶きてまきらせばその絶ること妙であります尤綠蘿は草木のために大毒のものゆゑ他の植木に觸ぬやう注意ねばなりませんそれゆへ植木の間の草は巻き緑蘿水に沾して芟るがよろし

第七綠青の毒を消す法

銅鍋で煮た食物をそのまま永く鍋に入れおくと鍋より緑青が出来るゆゑこれをくれば必ずその毒に中り吐たり鳴したりして中々困難のありますがそのときは糖水を飲むが何よりもよろし一鉢鍋は鉄か土に限ります

葡萄蔓三握をよく搗碎きてその汁を搾りこれに蜂密三七を加へた部分を洗ふべし但し年老て自然に禿たのにはお氣の毒だが仕方がござりません

第九陷凹になりたる齶齒の痛を鎮める法

歯痛といふものは頭痛や腹痛と違ひ實にこれらにくいものでそれには種々薬もありますが先づその中の一は精製砂糖壹羹胡椒七分塩五分を薬研に入れてごく細におろしそしてこれを文火に溶しよく攪せて豌豆ほどの大きさにまるめ陷凹中に填塞べし

第十蜂に蟻れたる時つける薬の法

蟻れた部分にボツタアス少許ねればその痛速に去ります

炙架の上に白紙一枚しきその上にてあぶれば少しも焦ぬゑ殆どあげたてのやうになります然しこれは割烹家さんではみな會得のことながら

寄書

稟告「金のなる木」「子育の草紙」「英和商語集」
〔黒インキ〕「鉛板並錫板ハンタ類」〔〇新式化學〕
〔智慧の庫〕

〔(十一)〕は第三号と同じで、売捌所に一店追加されている

× × × × × × × ×

官准

定價二錢五厘
〔枠外に「定税遞送免許」〕

第一鶏など肉を軟かにする法
〔第二漏斗なくして煙管に湯を通す法〕

〔第三鶏卵の新舊を見分る法〕

〔第四懷中酢を製る法〕

〔第五夏月氷を製る法〕

〔第六「インキ」（墨汁）にて書きたる墨色を消除する法〕

〔第七夏月飯の腐れるを防ぐ法〕

〔第八夏月四懷中酢を製る法〕

〔第九紙を革のやうに製る法〕

〔第十油燈を荏油に代用する法〕

〔第十一油の善惡を見る法〕

〔第十二第十二〕

〔第十三〕

〔第十四〕

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

智慧の庫第五號 明治十年六月十四日

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

〔第二十五〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔第二十三〕

〔第二十四〕

(九)
(十)
(十一)

(表紙)

〔第十五〕

〔第十六〕

〔第十七〕

〔第十八〕

〔第十九〕

〔第二十〕

〔第二十一〕

〔第二十二〕

〔此丁は、下半分に画がある〕

(一)

寄書

鶏卵の滋養になることは申すまでもないが、生後久しく日の経たもの用ひては却て害になります。歐羅巴や亞米利加の諸国ではその新舊を見分ることに久しう苦しみ近頃發明したる一法は食塩三十二錢を純水四升に溶解しそしてこれに卵を投れるに生後一日のものは水底に沈下み三日のものは液中に浮遊み五日以上のものはその日數の比例に従て次第にこの液の上面に浮ぶと云へり

〔第四〕懷中酢を製る法

細かき酒石（薬舗にあります）を精酢にて潤しこれを火に乾（三）にして後復た細末にすべしこれを四五回も反復してその物を玻璃櫻に封入て貯ひ用ふるときはこの末一分に六倍の水を混ぜ暫時置て溶ぬところの酒石をよく沈降て用ふべしこれは山野で瓢酒を開くときなどには一入重寶でござります

〔又法〕

烏梅（これも薬舗にあります）一合を精酢五合に浸し酢の盡る時に水を適宜和ぜべし何れも精酢になります

〔四〕

〔第五〕夏月氷を作る法
圓柱形の甚ど薄き錫器に水を入れてこれを凍剤（硫酸曹達结晶八分蘇魯林水素酸五分）の中に置き暫時錫器を振蕩して後錫器の蓋を開き匙にて錫器の内面に附着たる氷を離して中央に出し復蓋を覆ひ初の如く振蕩べしこれを數回もなせばその水変て雪となるこの時凍剤を改めて前の如く匙にて攪動せばすぐに美しき氷となりますこの法を知てゐれば霧水舗のなき田舎でも不自由はありません

〔第六〕「インキ」（墨汁）にて書いたる墨色を消脱する法
枸橼酸と酒石酸と等分に合せ蜜漬にてごく細末になしこの末にて書画の面を擦れば墨色速に消脱るなり

〔五〕

第七夏月飯の腐れるを防ぐ法 飯田五林
おひ／＼暑くなると飯が腐りますがこれを防ぐには釜より飯を移すとき飯桶の中へ塩梅を一つ入れその上へ飯を移して置けば翌日になりても腐ることはありません。然し塩質のある水や腐れた水で炊た飯は塩梅を入れても防げませんからそのお積で

日外読賣新聞の投書にも飯の腐敗ない仕方が記載ありましたから参考の爲めそのままこゝに抜萃でごらん

に入ります

先づ炊たての飯を飯櫃に移し杓子にてよく壓つけておき食事がすむと復壓つけて壁廚か飯櫃の中央へ入風のあたらぬやうにしておけば手數もかららず餘程暑い時候でも朝炊た飯が翌日の夕までぐらゐは必ずします。それだのに氣をもんで蓋を覆せたり井戸の中へつるしたりして少しでも涼しい處へとあちこち持あるりますゆゑ今朝炊た飯が翌朝は少し臭くなりその夕には最早飯團にして焼でもしなければ喰れぬやうになります

〔然し舊習連の耳には入りますまし〕

〔第八〕夏月醬油に徽の生るを防ぐ一法 全

〔七〕

醬油に徽の生るを防ぐ法が第四號に見へましたが余も一法を聞ました。やる智豊の庫の椽の下へでもおしこみておきよき時分に出して皆さんへお試験をお願ひます。その法は食塩を色の黒くなるまで煮て醤油に混合れば暑中でも徽の生る気支はないと申すことその分量は醤油一樽に塙五夕工程の比例にてよろし定めし醤油を扱ふ方はご承知でもあらうが

〔第九〕紙を革のやうに製る法 護謨の蒲團や枕の代りに用ふる紙を製る法は草薙をゆでてどろくなしこれを擂鉢にて能くすり刷毛にて紙に塗り乾してからこれを煮過たる石灰水に入れて能く煮るべし斯く製へた紙を紙革

といふこの紙は水火に觸れても損れず又大刀無雙の人が引いても裂れることなし又紙の四隅へ薬を入れて中へ薬を入れても決て破れぬと申すこと然し未だ試したことではありませんが貴社雑誌の餘白を借りて諸君のお試験を願ひますこれに用ひる紙は奉書の様な能く水を吸込む紙がよろしと

第十鶏眼をぬく一法 小石川水道町 安島政位
先づ鶏眼の上面に消酸銀と水を少し滴してよくこれを塗擦け黒くなるまで（凡三分時）太陽に晒せば翌日は必ぬけます。

第十一燈油を荏油に代用する法 麻布簞笥町 石井俊郎
雨障子や引窓の障子などに尋常の燈油を塗り乾して後蘿葡の擦汁を三度塗りよく日に晒し乾すべしさすれば荏油を塗りたと変らずその上堅固であります

第十二醤油の善惡を見分る法 全
青地の茶碗に少計醤油を注れ箸にてよく攪動すれば色に成りて泡立その泡の暫時消ぬのは精製又薄赤くなりて泡立の中等のものと知るべし
〔英和商語集〕「子弟の草紙」「金のなる木」の広告】 (十一) 「(十二) は、第四号と同じで、十八の売捌所がある」 (十二)

「智慧の庫」四冊の全容を紹介したが、内容から見れば、家庭生活におけるさまざまな経験や新しい知識に基く生活の知恵が記されているのである。此種の書物としては、約二十四年以前、嘉永六年刊の「民家日用広益秘事大全」全五冊が挙げられよう。その序文に農工の職業貧家の女工に用あらん事をのみ考へて記したれば聊生教民の一端ともなるべき歎」と述べているように、民家日用の生活の知恵を収録したものである。内容は上中下三巻仕立て五冊、第一冊・第二冊は「奇功妙術類第一」として「書物を虫のはまさざる

おわりに

「智慧の庫」に始まる二〇八項目を上巻に收め、第三冊・第四冊は「則効妙葉類第二」として「難産せざる方」以下「四五項」と「経験灸治類第三」として「四花」以下「三項目とを中巻とし、第五冊は「草木種植類第四」として「種をまく法」以下八五項目と「畜藏蔬果類第五」として五二項目を下巻に收録している。総計五三項目に及ぶ大部なものである。内容・表現にわたつて「智慧の庫」と合一するものは見当らないが、この様な書物が世に流布していたことと、「智慧の庫」の出版とはおそらく無関係ではないであろう。「緒言」において「新聞紙等より抄出してこれを作れる」と述べているが、当時すでに「小新聞」として「読売新聞」（明治七年創刊）・「平仮名絵入新聞」（明治八年）「仮名説新聞」（明治八年）などが発刊されおり、啓蒙的な内容のものとしては、さらに古く「開知新聞」（明治二年）・「東京仮名書新聞」（明治六年）・「まいにちひらがなしんぶん」（明治六年）なども發行されていた。なお是等小新聞の明治十年一年間の年間総発行部数は、「読売新聞」五四五六七二三部「平仮名絵入新聞」一八四八五九〇部「仮名説新聞」一五六一一二〇部などとなっている。思つたよりは多い部数が發行されているのであり、地域が東京中心に限られていることを思えば、庶民層にとつても比較的身近に見聞するところであったであろう。

内容はともあれここに資料として提示したのは、今言うところの「説明文」に當る文章が、「デアリマス」体で書かれた文献としては珍らしいのではないかと考えたからである。俗に呼ばれた「戯文」のもつ会話体中心のものから、後年の言文一致文体の文学作品に至る過程や、文部省編纂を中心とした讀本教科書の低学年に見られる口語体文章へのつながりとして、一材料たりうるものであろうと考える。

註

- 註 1 貞享二（一六八五）出生、延享元（一七四四）没。「都鄙問答」「斎家論」などを著す。
- 註 2 享保十（一七二五）出生、享和三（一八〇三）没。道話を集めたものに「道二翁道話」がある。
- 註 3 天明三（一七八三）出生、天保十（一八三九）没。道話集として「鳩翁道話（正・続・続々）」がある。
- 註 4 「国語学研究事典」で鈴木丹次郎氏が、同様の判断を下している。更に「わが国の文章史の展開の上でも注目すべきものがある」と述べている。
- 註 5 「日本庶民教育史」石川謙著によれば、近世以降明治八年までに開業した寺小屋数は一五、五六〇校となっている。
- 註 6 二例とも「岩手県教育史資料」（岩手県教育調査研究所、昭和三一刊）による。
- 註 7 「国語教育史研究」山根安太郎著による。
- 註 8 「真宗談義本 御伝鈔演義について」深井、金沢大学教育学部紀要38号。
- 註 9 広島県賀茂郡河内町河戸の光泉寺第十一代住職。
- 註 10 豊橋市神野新田ソ之割の円龍寺初代住職。
- 註 11 大正十一年一月一日、京都の興教書院出版。江戸時代から明治時代の真宗で行われた説教の集約である。
- 註 12 「説教の歴史」関山和夫著、岩波新書。
- 註 13 「国語学研究事典」 講談の項。野村雅昭。
- 註 14 「近代日本総合年表」岩波書店刊。佐野孝「講談五百年」
- 註 15 本名出渕次郎吉。一八三九——一九〇〇。三遊亭円生の弟子。安政二年真打に昇る。
- 註 16 「東京仮名新聞」（明治六年）「平仮名給入新聞」（明治八年）「仮名読新聞」（明治八年）など。
- 註 17 「日本教育史資料」による。

註 18 「明治文化全集」日本評論社刊、第24巻文明開花篇。

註 19 著者は加藤祐一、蔵版は藤酒家、弘通書肆は柳原喜兵衛。大阪の出版である。

註 20 著者は小川爲治、壳捌書は丸屋善七、東京三書屋発行。

註 21 著者は神原伊祐、版元書肆は大阪心斎橋柳原喜兵衛、初篇二冊であるが、二篇は予告のみで出なかつたようである。

註 22 奥書に「二編三編続編追刻」とあるが、二編以後は出版されなかつたようである。壳捌所は大阪松屋町本町中野啓藏と同心斎橋本町中島徳兵衛。定価武拾五銭と見える。

註 23 ここに掲げた五種の文献を含め、目ぼしいものは「明治文化全集」24巻文明開化篇（日本評論社刊）に収められている。

註 24 「於東京繪団々珍聞」（日本評論社刊）は諷刺戯文戯画雑誌である。社説・雑報・雑録・寄書・簡単な和英対談などを載せる。

註 25 「東京日々新聞」の記事による。

註 26 内務省図書局年報（M107～M116まで）による。

註 27 10年9月から「東京絵入新聞」と改題。